

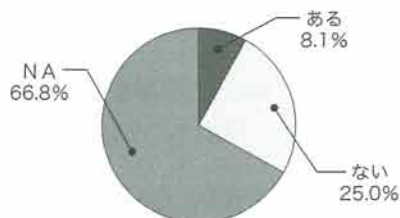
10 人員削減の動きについて

4-11

▶ 児童館を設置している443単組の中で、人員削減の動きが「ある」と答えた単組は36でした。

[人員削減の動き]

ある	36
ない	111
NA	149
合計	296



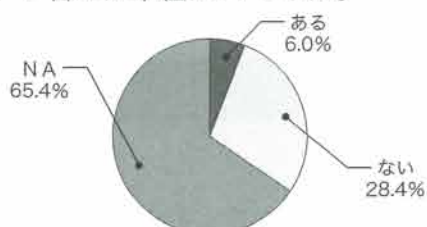
11 給与削減について

4-12

▶ 児童館を設置している443単組の中で、「ある」と答えた単組は27でした。

[給与削減の動き]

ある	27
ない	126
NA	290
合計	443



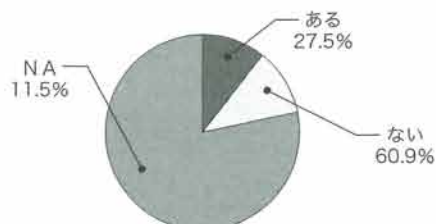
12 指定管理者制度への動き

4-13

▶ 児童館を設置している443単組の中で、「ある」と答えた単組は、52でした。

[指定管理者制度への動き]

ある	52
ない	12
NA	379
合計	443



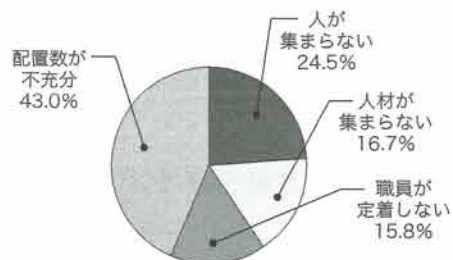
13 職員配置・採用等についての問題点

4-14

▶ 児童館の職員配置・採用等について、問題点の数値がもっとも高かったのは、「配置数が不十分」でした。（複数回答）

[問題点]

人が集まらない	28
人材が集まらない	19
職員が定着しない	18
配置数が不十分	49



14 児童館の組織化について

1

▶ 児童館を設置している443単組の中で、組織化「あり」は53（11.9%）でした。児童館職場においても、様々な雇用問題、指定管理者の動きがあることを考えると、さらに組織化を進める必要があります。

2. 学童保育実態調査結果

1 設置について

5-1

- ▶ 学童保育の調査については、回答単組数735に対して、設置が「あり」と回答した単組は、625（85%）でした。また、「ない」と回答した単組は60（9.6%）に留まっています。

2 運営形態について

5-2

- ▶ 設置が「あり」と回答した単組625に対して、公設公営は380（60.8%）ありました。また、公設公営は285（45.6%）、民設民営153（24.5%）でした。総数が100%を超えるのは、一つの市町村で複数の形態を持つところがあるからです。

3 設置数について

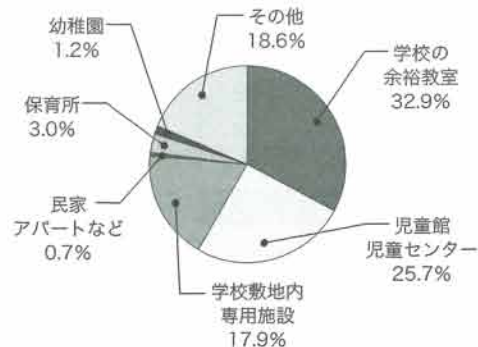
5-2

①公設公営

公設公営の学童保育が「あり」と回答した単組は380で、設置数は2724になります。設置場所は、学校の余裕教室、児童館・児童センター、学校敷地内専用施設を合わせると2085カ所76.5%となっています。逆に、民家・アパートなどは僅か19カ所（0.6%）で公設となっています。

[公設公営380単組(設置数2724)]

学校の余裕教室	895
児童館・児童センター	702
学校敷地内専用施設	488
民家・アパートなど	19
保育所	81
幼稚園	32
その他	507
合計	2724

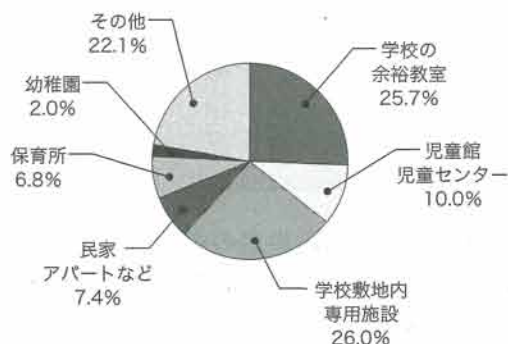


②公設民営について

公設公営については、2724の設置数に対して、学校の余裕教室・児童館・児童センター・学校敷地内専用施設など、一定のを合わせると76.4%に達します。民家・アパートなどは僅か0.6%に留まっています。

[公設民営285単組(設置数2469)]

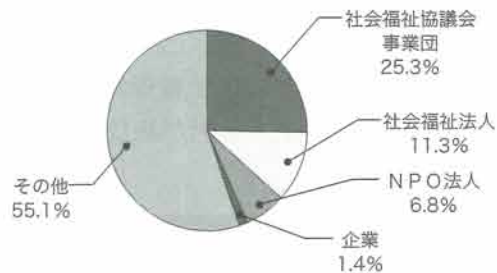
学校の余裕教室	634
児童館・児童センター	248
学校敷地内専用施設	642
民家・アパートなど	183
保育所	167
幼稚園	50
その他	545
合計	2469



*公設民営では、2109の設置数に対して、学校や児童館などの活用が61.6%、民家・アパートなどは7.4%となっています。委託先については、その他は、父母会や町会などによる自主の運営委員会に対する委託も含まれています。

[公設民営委託先(2109)]

社会福祉協議会・事業団	535
社会福祉法人	239
NPO法人	144
企業	30
その他	1161
合計	2109



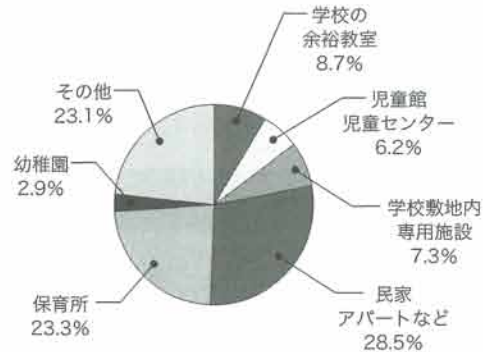
公設民営の場合は、指定管理者か業務委託が考えられます。

*設置数2469に対して、委託先2109と数値が少ないのは複数委託を受けている団体があると考えられます。

③民設民営について

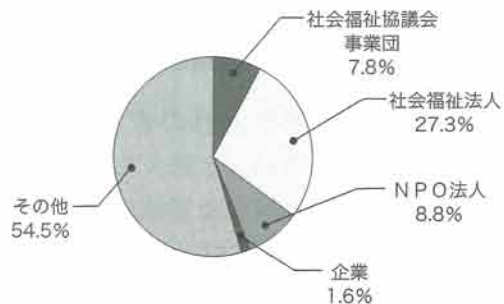
[民設民営153単組(設置数1023)]

学校の余裕教室	89
児童館・児童センター	63
学校敷地内専用施設	75
民家・アパートなど	292
保育所	238
幼稚園	30
その他	236
合計	1023



[民設民営委託先(853)]

社会福祉協議会・事業団	66
社会福祉法人	233
NPO法人	75
企業	14
その他	465
合計	853



民設民営では、1023の設置数の内、学校の余裕教室、児童館・児童センター、学校敷地内専用施設を含めても22%と低くなっています。もっとも多いのが民家・アパートなどが28.5%、保育所が23.2%となっています。

*設置数1023に対して、委託先853と数値が少ないのは複数委託を受けている団体があると考えられます。

4 雇用形態について

5-2

- ▶ カラーページ「I.学童保育で働く職員の雇用実態」参照

5 条例について

5-3

- ▶ 学童保育の条例については、学童保育を整備している625単組の内、「あり」と答えた単組は544（87%）で、9割近く条例があります。

6 所管はどこですか

5-4

- ▶ 学童保育の所管については、福祉部関係と答えた単組は493（78.8%）、教育委員会は124（19.8%）でした。

7 対象学年について

5-5

- ▶ 学童保育の対象については、1～3年までと回答した単組は320（51.2%）、4年生以上と回答した単組は307（49.1%）で、ほぼ半々でした。

8 入所定員について

5-6

- ▶ 学童保育の入所定員については、単組内で様々な形態があるため、実施箇所数で表しました。その結果、40人以下の学童保育は2504箇所ありました。41～70人以下は1834箇所、72人以上は659箇所です。

9 障害児保育の有無について

5-7

- ▶ 学童保育の障害児の受け入れの有無については、受入れ「ある」と答えた単組は、412（65.9%）でした。「ない」と答えた単組は204（32.6%）でした。
また、要綱が「ない」と答えた単組は331（52.9%）で、研修のない単組も223（35.6%）あります。人員配置・施設条件などが整備されているかどうか、厳しい状況が予想されます。

10 保護者からの費用徴収について

5-8

- ▶ 学童保育での保護者からの費用徴収については、「ある」と答えた単組は600（96%）で、ほとんどの学童保育が保護者への費用負担を求めています。